発電ガイドラインについて

平成15年7月18日 国土交通省河川局

発電ガイドライン該当発電所の概要

1. 水利権の許可更新時に河川環境保全のため流量を流下させる発電所の条件等の概要

- (1)流域変更により、発電取水口又は発電ダムの存ずる河川が属する水系以外の水系に分水し、又は海に直接放流するもの。
- (2)減水区間の延長が10km以上のもので、かつ、次の要件のいずれかに該当する もの。

発電取水口等における集水面積が200km2以上のもの。

減水区間の全部又は一部が自然公園法の区域に指定されているもの。

減水区間の沿川が観光地又は集落として相当程度利用されているもの。

など。

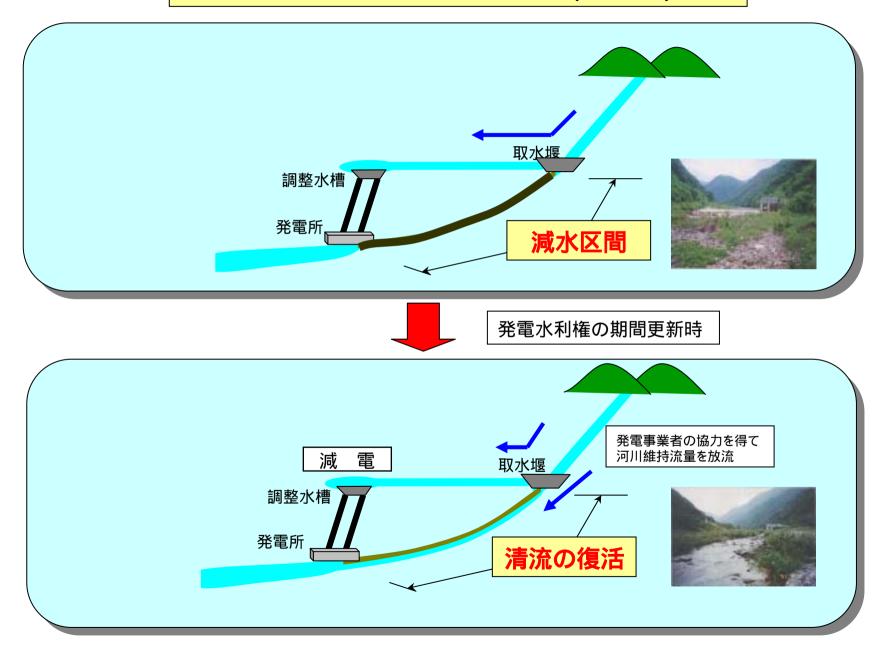
2.河川維持流量

(1)河川維持流量の大きさについては、発電取水口等における集水面積100km2 当たり概ね0.1~0.3m3/s程度とするものとする。

ただし、「減水区間に係わる地元市町村等との合意等により、発電水利使用者が運用により放流を行い、又は行おうとしている発電所等において河川管理者が当該流量以下で やむを得ないと認めたとき又は当該流量以上必要があると認めたときには、これによら ないことができるものとする。

など。

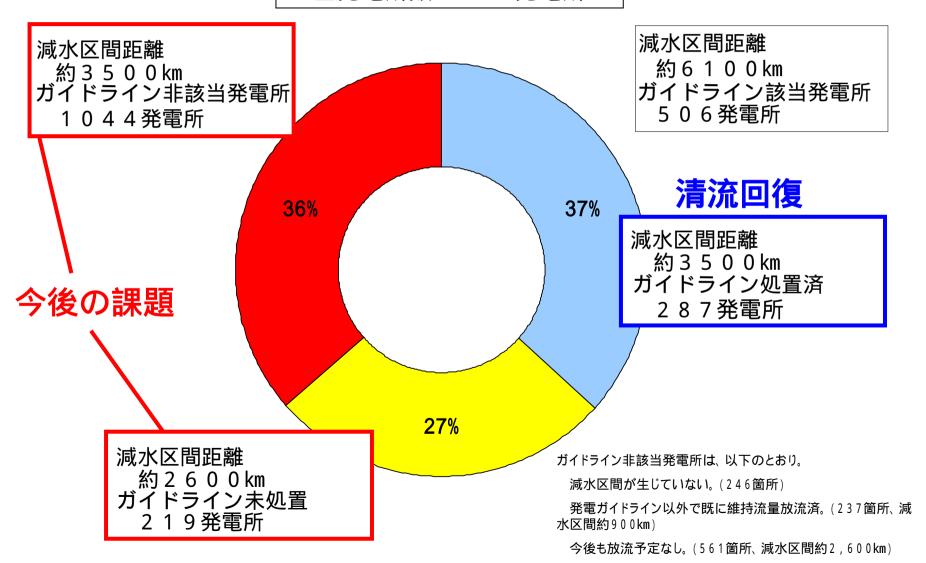
発電ガイドラインによる清流回復(イメージ)



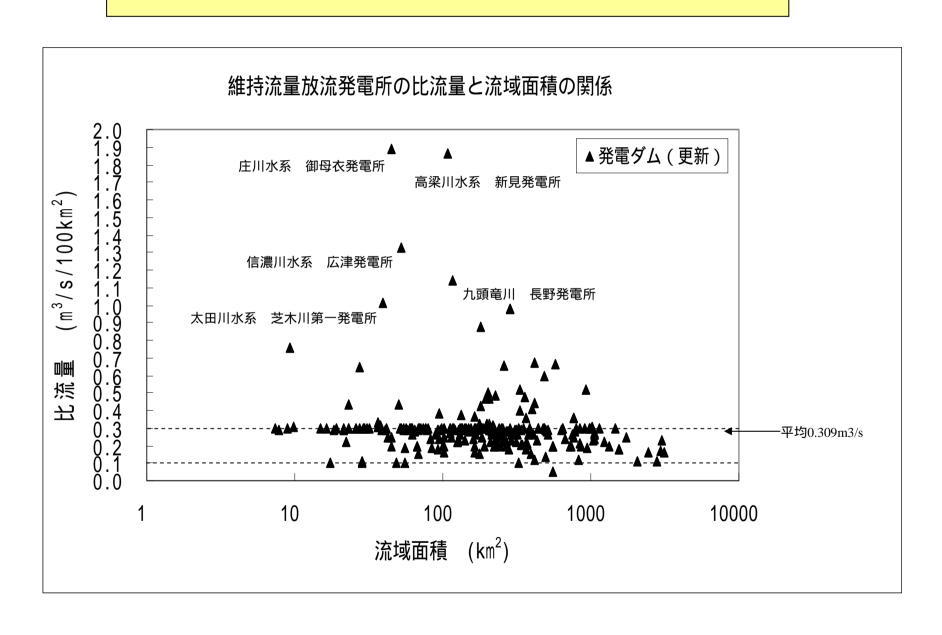
ガイドラインによる清流回復延長(一級水系)

平成14年3月末現在

減水区間総距離約9600km 全発電所数 1550発電所



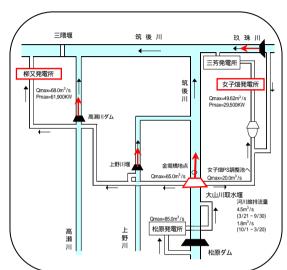
ガイドラインによる放流量(比流量)の実績



九州電力(株) 柳又・女子畑発電所における清流回復

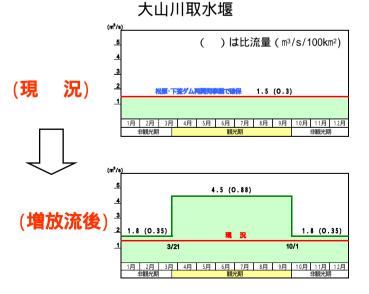


位置·取水模式図



大山川取水堰下流(金堀橋上流89K400付近)

実写





大山川堰放流量 $4.5 \text{m}^3/\text{s}$

